

入 札 説 明 書

令和7年6月10日千葉市公告第467号により公告した千葉市指定袋保管管理配送業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名及び予定数量

千葉市指定袋保管管理配送業務委託

762, 132ピース

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和10年9月30日まで。

(4) 履行場所

発注者が指定する指定袋取扱店等の配送先等。

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に業種を「大分類—運搬・保管」として登録している者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

(3) 本市が提示する仕様書に定める数量に応じた必要な営業倉庫を有する倉庫業の登録を受けていること。

(4) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）または貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める国土交通大臣の許可等を受けていること。

なお、受託者が、配送業務のうち実運送について、受託者による実運送のほか、貨物自動車運送事業法に定める国土交通大臣の許可等を受けた宅配便事業者等の運送事業者を利用することも可とする。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から令和7年6月27日（金）まで
(持参による場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで。郵送による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに後記9の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)
- (2) 提出場所 千葉市環境局資源循環部収集業務課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 確認通知 令和7年7月7日（月）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書等に関する質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）午後5時00分までに後記9の契約事務担当課へ持参又はファクシミリ若しくは電子メールにより提出すること。
- (2) 質問に対する回答期限 令和7年7月22日（火）までにファクシミリ又は電子メールにて回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年7月24日（木）午後1時30分

場 所 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階 M701会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書等在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、令和7年7月23日（水）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は総価とし、次のアとイの合計額とする。ただし、契約する額は仕様書3（2）に規定する配送業務については単価で、仕様書3（2）以外に規定する業務については総価で行う。また、当該契約に係る一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書及び入札金額積算内訳書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

るものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 仕様書 3 (2) に規定する配送業務 (単価契約)

仕様書 3 (2) に規定する配送業務に要する経費に相応する部分の金額 (税抜き)

① 1 ピースあたり配送単価 (税抜き) × ② 委託期間内合計配送予定数量 (ピース数)

※① 千葉市指定袋は 7 種類あるが、単価は種類ごとではなく、同一単価とする。

※② 千葉市指定袋計 7 種類の委託期間内合計配送予定数量 7 6 2, 1 3 2 ピース。

イ 仕様書 3 (2) 以外に規定する業務 (総価契約)

契約締結の翌日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日までの仕様書 3 (2) 以外に規定する業務に要する経費に相応する部分の金額 (税抜き)

※仕様書 3 (2) 以外に規定する業務 (総価契約) に係る委託料は、契約締結の翌日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの準備期間を除く 3 6 か月にて月ごとに支払うので留意すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。また、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ委任状を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要 (ただし、千葉市契約規則 (昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号) 第 8 条に該当する場合は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

ア 千葉市契約規則第 1 6 条の規定に該当する入札

イ 5 (3) による入札金額積算内訳書において、仕様書 3 (2) に規定する配送業務又は仕様書 3 (2) 以外に規定する業務における小計金額が 0 円であるとき

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2 回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第 29 条各号に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記 9 の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市環境局資源循環部収集業務課業務班

電話 043-245-5249 F A X 043-245-5477

電子メールアドレス shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

10 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記 2 (1) に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに前記 3 の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問合せください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。